私物の運搬に関する件

通報内容	本件は、学校用務員である職員Ａが、異動に際して、学校の出入り業者であるＢ事業者に、在籍している学校から異動先の学校へ私物を運搬させたことを指摘する趣旨の通報である。
委員の対応・不対応の判断及びその理由	１　前提事実 所属から提出された調査報告書によると以下の事実が認められる。 (1)　Ａ職員が通報者の指摘するような行動をとっていたことは事実であり、令和３年度の異動時及び今年度の異動時ともに、Ｂ事業者に私物（業務で使用する道具）を在籍校から異動先の学校に運搬させていた。 (2) Ａ職員の意向によりＸ校（Ａ職員の令和３～４年度の在籍校）がＢ事業者と契約を締結した事実はなく、私物運搬の見返りとして、Ａ職員がＢ事業者に何等かの有利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをした事実も確認されなかった。 (3)　Ａ職員は、当該私物の運搬について「業者側から好意で運搬の申し出があったため断り切れなかった」旨述べており、運搬を依頼した当時、特段問題のある行為であるとの認識はなかった。 ２　判断 (1)　横浜市職員服務規程第第11条では「職員は、一部の者に対してのみ有利又は不利な取扱いをする等、不当な差別的取扱いをしてはならない」旨定められているが、通報者から疑義を呈されていたような、私物運搬の見返りとしてＡ職員がＸ校にＢ事業者と契約を締結するよう取り計らうなどの、Ａ職員がＢ事業者に対して他と異なる有利な取扱いをした事実は確認されなかったことから、本規程への抵触はなかったものと認められる。 (2)　同規程13条では、「利害関係を有するものとの接触規制」が定められており、職員は、「利害関係者」から「利益若しくは便宜の供与を受けること」が禁止されているが、この点、Ａ職員は学校用務員であり、Ｘ校の契約事務を行う立場になく、またＸ校における契約業者の選定に影響を及ぼした事実もないことから「利害関係者との接触に関する指針」によると、Ｂ事業者はＡ職員にとって「利害関係者」にあたるとは解されず、従って、Ａ職員がＢ事業者から私物を運搬してもらったことが「便宜供与」にあたるとしても、本規程には抵触しないと考えられる。 (3)　同規程第３条で「職員は、勤務時間中は全力を挙げて職務に専念するものとし、みだりに勤務場所を離れてはならない」と定められていることについては、Ａ職員が勤務時間内に私物を業者の車まで運搬していたことは事実である一方で、異動に伴う単発的行為であったと認められ、日常的に行われていた行為ではなく、勤務場所を離れたということにも該当しないことから、直ちに本規程に抵触するとは認めがたい。 (4)　同規程第10条では「職員は、常に公私の別を明らかにし、その職務や地位を私的な利益のために用いてはならない」旨が定められている。この点、Ａ職員が学校用務員の立場にあったことが、学校の出入り業者による私物運搬につながったことには疑う余地はない。職員による積極的な働きかけの有無や事業者へ何等かの便宜を図り得る立場にあるか否かに関わらず、公私の別が明らかであったとは言えないことから、当該規程に抵触する可能性は否定できないと考える。 ３　まとめ 本件Ａ職員の行為について、所属は、市民に誤解を与えかねない行為であったことは事実であるとの見解を示しており、今後このような行為は厳に慎むよう、学校長に対しては教職員人事課から、Ａ職員に対しては学校長から厳重に注意を行ったとのことである。 委員会としては、所属において、当該校に留まらず全ての学校において、今後類似の事案

	が発生することのないよう留意し、適切な学校運営に取り組んでいただくことを求め、対応を終了する。
本市の対応	今後、本件のように市民へ誤解を与えかねない事案が起きないよう、不祥事防止研修等において本件を参考事例として紹介し、職員の意識向上を図っていく。